

第2節

海外における日本人への支援

総論

〈海外における危険と日本人の安全〉

海外に渡航する日本人は年間延べ1,621万人(2015年)、海外に在住する日本人は約129万人(2014年10月現在)に上っている。海外に渡航及び在住する日本人の増加に伴い、日本人が海外において事件・事故に巻き込まれたり、テロ、暴動や自然災害などに遭遇する危険性も増している。海外における日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の重要な任務の1つである。

2015年は、シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃テロ事件など、日本人が被害に遭うテロ事件が発生し、また、イラクとレバントのイスラム国(ISIL)がその機関誌において、日本人や日本権益を攻撃対象として例示した。さらに、パリにおける同時多発テロ事件が発生するなど、中東・北アフリカのみならず、世界の様々な地域においてもイスラム過激派組織やこれらの主張に影響を受けた者によるテロが発生しており、日本に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

こうした状況の下、政府として海外における日本人や日本企業等の安全確保に万全を期すことは、極めて重要な課題である。5月、シリアにおける邦人殺害テロ事件等を踏まえ、「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」が「提言」を公表した。同提言では、今後の安全対策に関し、①日本人がテロに巻き込まれるのみならずテロの標的とされ得る、②海外に在住する在留邦人のみならず旅行者もテロの被害に遭う可能性がある及び③中東・北アフリカのみならず先進国を含む世界

各地でテロが起こり得る、といった基本認識が示された。こうした認識の下、体制整備、日本人学校等の安全対策、情報収集と発信などの柱を設け、安全対策強化に取り組んでいる。

またその一環として、2014年7月1日から運用を開始した外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を呼びかけている。「たびレジ」は、在留届提出義務の対象とされていない海外滞在期間が3か月未満の短期渡航者(海外旅行者・出張者等)が旅行日程・滞在先・連絡先などを登録することにより、滞在先の最新の海外安全情報を日本語で受け取れるようになり、また緊急事態発生時の日本人の安否確認にも活用されるため、日本人が安全に海外渡航を行うための重要な手段の1つとなっている。

2015年は、西アフリカのギニア、リベリア及びシエラレオネでエボラ出血熱流行の終息が宣言されたが、中東地域では引き続き中東呼吸器症候群(MERS)が発生し、中南米地域を中心にジカウイルス感染症が流行している。また、同年4月のネパール大地震など、大規模自然災害も発生したほか、一般に海外の治安は日本と比較して必ずしも良いとはいえず、盗難など各種犯罪や何らかのトラブルに巻き込まれる可能性があり、海外に渡航・滞在するに当たっては、事前の情報収集や安全対策を講じるなど、注意が必要である。

〈領事サービスの円滑な実施〉

そのほか、外務省は、海外における日本人の生活を支えるべく、旅券(パスポート)や各種証明の発給、戸籍・国籍関係届出の受理、在外選挙の実施等を通じ、日本人の安全の保護や利益の増進のため取り組んでいる。

また、外務省は、国際的な子の奪取の民事上の

側面に関する条約（ハーグ条約）上の「中央当局」として、国境を越えて不法に連れ去られた子の迅速な返還及び国境を越えた親子間の面会交流の実現に向けた支援を行っている。

各論

1 海外における危険と日本人の安全

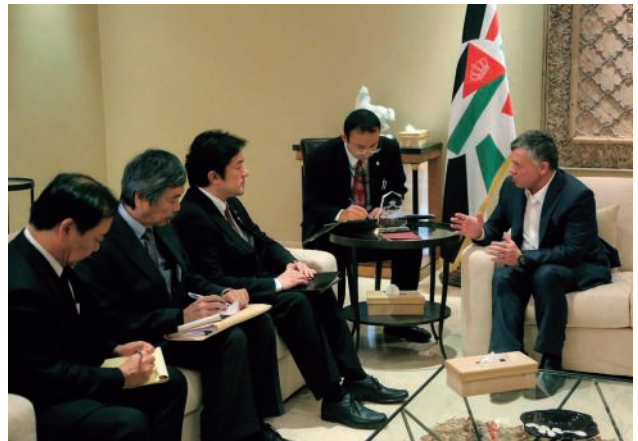
(1) 2015年の事件・事故等と対策

近年、海外に渡航する日本人の増加に伴い、海外において日本人がテロを始めとする凶悪な事件や不測の事故に巻き込まれる危険性が高まっている（詳細は3-1-3（3）参照）。2015年については、年初のシリアでの邦人殺害テロ事件、3月のチュニジアでの銃撃テロ事件、8月のバンコクでの爆発事件、10月のバングラデシュでの邦人殺害事件等が発生し、日本人が被害に遭った。

テロや誘拐については、中東・アフリカ地域を中心にISIL、アルカイダ、タリバーンなどのイスラム過激派武装組織による治安当局などの政府施設を狙った襲撃や公共交通機関・宗教施設・市場など人が多く集まる場所における一般市民を狙った無差別テロ、人質拘束・殺害などが相次いで発生するとともに、欧米諸国においても、イスラム過激思想に影響を受けたと見られる個人による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生している。例えば、フランスを走行中の国際特急列車における発砲事件（8月）、パリ（フランス）における同時多発テロ事件（11月）、米国カリフォルニア州における銃撃事件（12月）等が発生した。また、世界各地においても、イスラム過激思想に影響を受けたと思われる個人がテロ計画等の容疑で複数逮捕されており、今後、一層の注意が必要である。加えて、外国人を標的とした誘拐事件も世界各地で発生した。

そのほかの犯罪被害としては、日本人が犠牲となる殺害事件が、フィリピン、タイ、インドネシア、ブラジルなどで発生した。

日本人の人的被害があった事故としては、トルコ・シャンルウルファでの交通事故（1月）、オーストラリアのシェリービーチでサーフィンをして



アブドゥラー2世ヨルダン国王に対し協力を要請する中山外務副大臣（1月21日、ヨルダン・アンマン 写真提供：ヨルダン政府）

いた際にサメに襲われた事故（2月）、フランス南部でジャーマンウィングス航空機が墜落した事故（3月）、米国ワシントン州シアトルでバス同士が衝突する事故（9月）が発生した。

大規模自然災害については、4月にネパールの首都カトマンズの北西約80キロを震源とするマグニチュード7.8の地震が発生し、その後の余震によるものを含め、8,000人以上が死亡、2万人以上が負傷する事態となった。日本人も1人が死亡し、1人が負傷した。

政情不安などに起因した情勢悪化としては、日本人の深刻な被害には至らなかったものの、イエメンでは、3月にサウジアラビア軍等による反政府勢力ホーシー派に対する軍事作戦が開始され、現地治安情勢が著しく変化する中、現地に滞在する邦人に対し安否確認・退避支援などを行った。

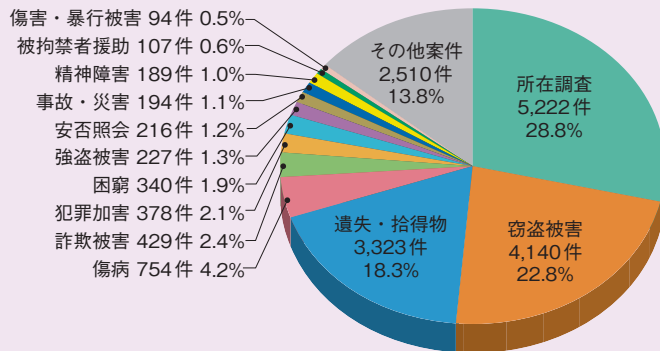
欧州では、中東・北アフリカ情勢の不安定化により、これらの地域から海路や陸路を通じて流入する難民が急増し、交通機関等に混乱が生じたほか、難民グループ同士の小競り合いが発生するなど社会不安の一因となったことから、在留邦人に情報提供等を行った。

また、ヨルダン川西岸地区及び東エルサレム（エルサレム旧市街を含む。）では、9月下旬以降、イスラエル人とパレスチナ人との間の緊張が高まり、過激なデモや衝突により観光客を含む多数の負傷者が発生している。

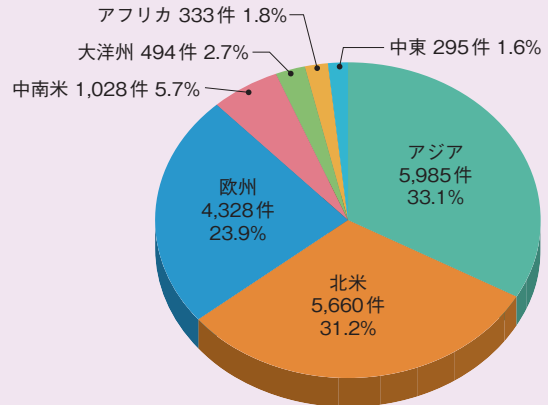
中高齢者が海外で山岳・海難事故に遭遇したり、旅行中に発病したりする事例も引き続き報告されており、特に滞在先のホテルにおいて急病の

邦人援護件数の事件別・地域別内訳（2014年）

2014年海外邦人援護件数の事件別内訳



2014年海外邦人援護統計の地域別内訳



ために亡くなる事例が発生した。また、これら事故や疾病への対応では、日本国内に比べて高額な医療費や搬送費用が発生したり、不十分な医療サービスなどのために家族などがその対応に窮する事例も散見された。

感染症については、2014年以降西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネを中心にエボラ出血熱が流行し、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」を宣言するなど、世界的な影響が生じたが、2015年にはこれら3か国全てで流行の終息が宣言された。

また、中東地域を中心に中東呼吸器症候群（MERS）の感染例、中国などにおいて鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例が報告されたほか、デング熱やマラリアに加え、ジカウィルス感染症など蚊が媒介する感染症などが引き続き世界各地で流行した。さらに、中国、インド、東南アジアなどでは、大気汚染による健康被害に対する懸念が高まっている。

外務省は、感染症を始め健康・医療面で注意を要する国・地域について随時関連の感染症危険情報、スポット情報や広域情報を発出し、渡航者及び海外に滞在する日本人に対して、流行状況や感染防止策などの情報提供を行うとともに、渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

〈海外に渡航・滞在する場合の心得〉

このように、日本人の安全を脅かす緊急事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。海外に渡航・滞在する場合には、「たびレジ」への登録や、在留届の提出を行うとともに、①現地の治安などに関する情報を海外安全ホームページや報道等を通じて事前に十分確認すること、②滞在中は緊急事態に備え、安全対策を充実させ、危険を回避する行動をとること、③緊急事態が発生した場合には最寄りの大使館・総領事館などの在外公館や留守家族などに連絡をとることなどが重要である。また、海外での病気や事故被害などのため高額な医療費が求められた場合、海外旅行保険に加入していなければ、医療費などの支払のみならず適切な医療機関での受診にも困難を来しかねないことから、それぞれの渡航者が十分な補償内容の海外旅行保険に加入することが非常に重要である。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本人が国際社会で活躍の幅を広げている中、日本の在外公館及び財団法人交流協会が2014年に支援した海外における日本人の援護人数は、2万724人、援護件数は1万8,123件と引き続き高い水準を維持している¹。

このため、外務省は海外における日本人の安全

¹ 海外日本人援護統計は、日本の在外公館及び財団法人交流協会が、海外において事件・事故、犯罪加害、犯罪被害、災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとに取りまとめたものであり、1986年に集計を開始した。

援護件数の多い在外公館上位20公館（2014年）

順位	在外公館名	件数	順位	在外公館名	件数
1	在タイ日本国大使館	1,157件	11	在イタリア日本国大使館	317件
2	在上海日本国総領事館（中国）	963件	12	在香港日本国総領事館	272件
3	在フィリピン日本国大使館	720件	13	在シアトル日本国総領事館（米国）	271件
4	在フランス日本国大使館	710件	14	交流協会台北事務所	264件
5	在ロサンゼルス日本国総領事館（米国）	643件	15	在バンクーバー日本国総領事館（カナダ）	261件
6	在ニューヨーク日本国総領事館（米国）	639件	16	在サンフランシスコ日本国総領事館（米国）	258件
7	在英国日本国大使館	634件	17	在ハガッニャ日本国総領事館（米国）	254件
8	在ホノルル日本国総領事館（米国）	466件	17	在ヒューストン日本国総領事館（米国）	254件
9	在バルセロナ日本国総領事館（スペイン）	407件	19	在ボストン日本国総領事館（米国）	247件
10	在大韓民国日本国大使館	390件	20	在チェンマイ日本国総領事館（タイ）	235件

海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）

のための情報を提供する海外安全ホームページの内容の充実を図るとともに、より使いやすいホームページとなるよう、機能面やデザイン面で改善を行っている。

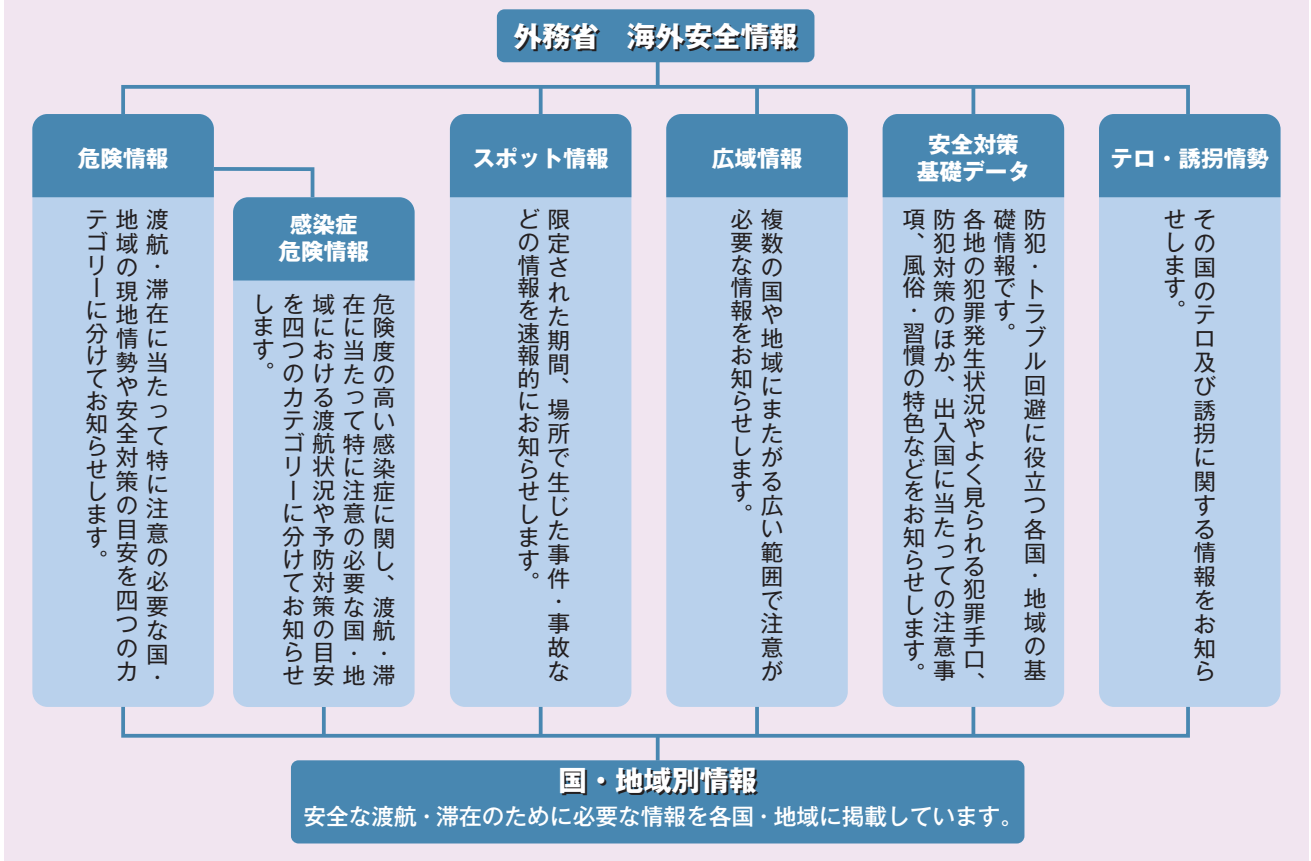
外務省の領事サービスセンターは、海外での安全に関する相談に応じている。また、海外での日本人の活動にきめ細かく対応できるよう、総合的な安全対策を取りまとめた「海外安全 虎の巻」や、テロ・誘拐・脅迫など想定される事案ごとに対策を記したパンフレットを配布している。これらのパンフレットは、海外安全ホームページからもダウンロードできる。

2015年11月に発生したパリにおける同時多発テロ事件を始め、これまで比較的安全と思われていた観光地を含む世界中のあらゆる地でテロ等の脅威が高まっている中、短期渡航者が緊急事態

に巻き込まれるリスクは大幅に拡大している。こうした中、外務省は、2014年7月1日から運用を開始した、外務省海外旅行登録「たびレジ」の認知度向上に向けて、マスメディア等様々な媒体を通じ、広報を行っているほか、旅行業者等との連携を通じた登録促進を行っている。「たびレジ」に登録することにより、緊急事態発生時に、在外公館から個々の登録者に対し、安全に関する情報が日本語で送られるとともに、いざという時の安否確認にも活用することが可能となる。さらに、3月から、在留邦人が多い国・地域の10か国1地域（韓国、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン、インドネシア、オーストラリア、中国（香港を含む）、台湾、米国）において、携帯電話のショート・メッセージ・サービス（SMS）²による在留邦人への緊急一斉通報の

2 携帯電話やPHS同士で短いテキストによるメッセージを送受信するサービス

「海外安全情報」の体系及び概要



外務省海外旅行登録「たびレジ」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)



外務省海外安全アプリ
海外安全ホームページ「海外安全アプリの配信について」(http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)よりダウンロード可能

運用を開始した。

また、外務省は、海外での日本人の安全のため、官民連携の強化を推進している。国内においては、海外進出企業などを対象に安全対策・危機管理に関する知識や能力の向上を図る目的で、東京（7月）、名古屋（8月）、大阪（9月）において、「国内安全対策セミナー」を開催した。このほか、緊急事態対応時における官民の連携をより一層効果的なものとするため、10月及び11月にテロ・誘拐などへの対応に関する実地訓練に官民合同で参加した。さらに、海外で活躍する民間企業・団体と外務省との間で情報・意見交換を行い、共通に関心を有する課題について協議し、検討を行うため、「海外安全官民協力会議」も定期的に開催した。

海外においては、在外公館が、現地日本人組織や民間代表者などとの間で「安全対策連絡協議会」を定期的に開催するなどして、安全対策に関する意見交換や情報共有を強化している。また、欧州、中東、アフリカ、アジア地域において、海

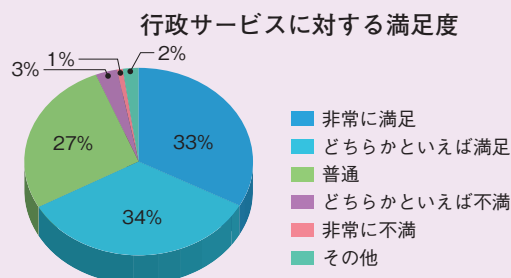
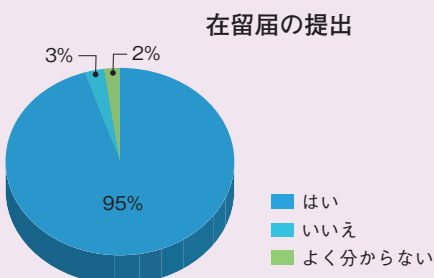
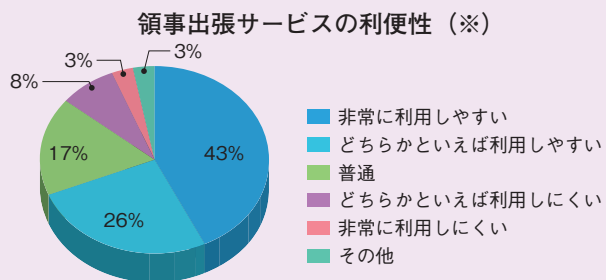
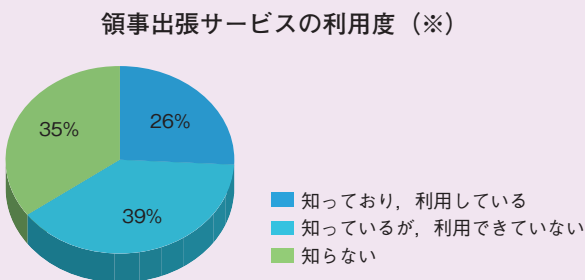
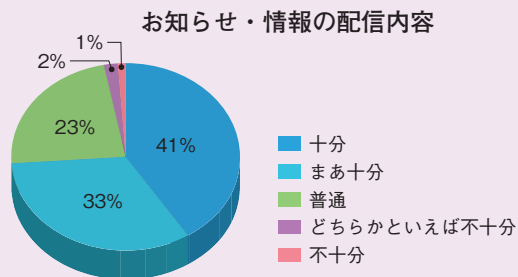
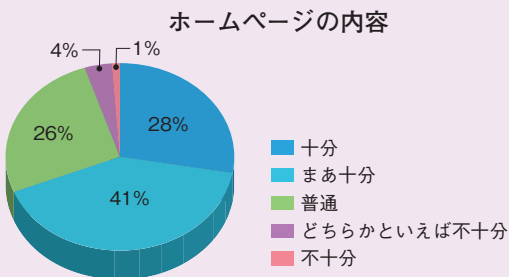
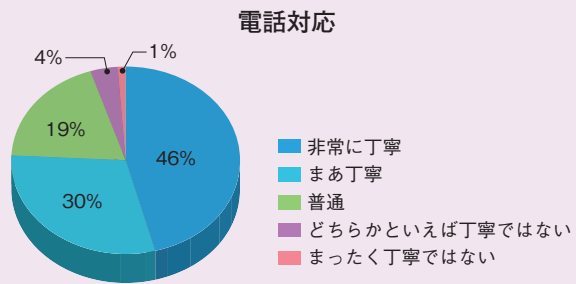
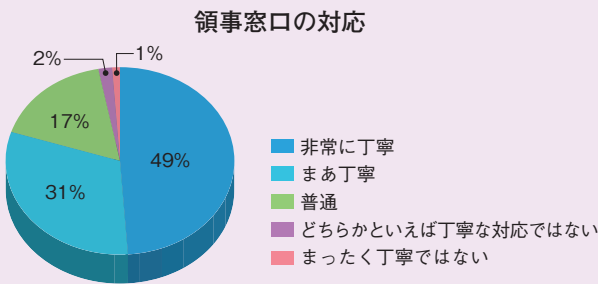
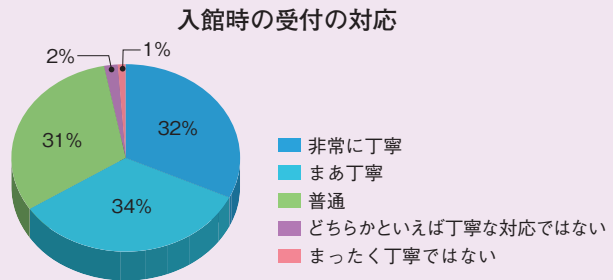
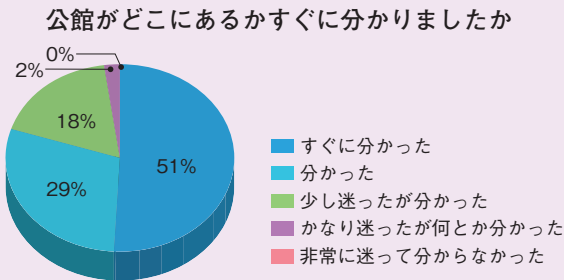
外に滞在する日本人を対象に、安全対策・危機管理に関する知識や能力の向上を図るための「在外安全対策セミナー」を計27か所で開催するなどして、海外における日本人の安全対策の強化に努めている。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上

外務省は、海外における日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、領事窓口・電話対応

領事サービス利用者へのアンケート調査結果 (2015年)



※上記結果は領事出張サービス実施公館のみ調査

などの職員の応接態度や、情報発信及び領事出張サービス（実施公館のみ回答）などの領事サービスについてのアンケート調査を毎年実施し、海外における日本人の声を在外公館が提供する領事サービスの向上・改善に反映させている。2015年には149在外公館を対象に調査を行い、約1万5,000人からの回答を得た。その結果、領事窓口・電話対応はもとより、在外公館が提供する領事サービス全般についても、おおむね高い満足感が示された。その一方で、否定的な回答も少数ながら見受けられた。外務省としては、引き続き利用者の声に耳を傾け、在外公館におけるより一層利用者の視点に立った領事サービスを提供できるよう、今後とも改善に努めていく考えである。

(2) 旅券（パスポート）の発給と不正取得等の防止

日本国内では2015年1年間に約325万冊の一般旅券が発行された。2015年12月末時点では、約3,058万冊の旅券が有効であり、IC旅券³は、全ての有効な日本旅券の約99%を占めている。

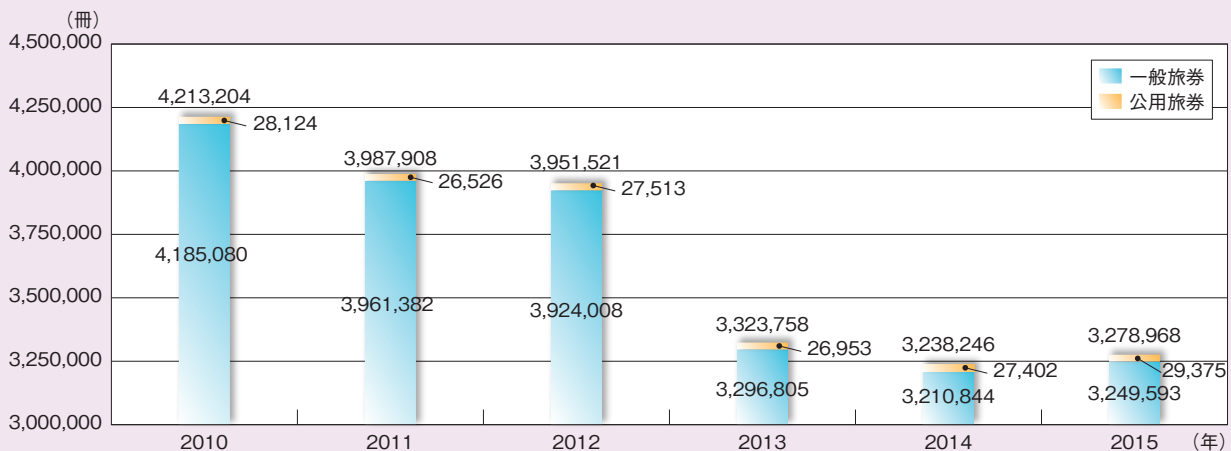
IC旅券の発行により偽変造など旅券の不正使用が困難となる中、他人になりすますなどの方法によって旅券を不正取得する事案⁴が引き続き発生している。日本人又は不法滞在外国人が不正取

得した他人名義旅券を使って出入国する例が見られるほか、名義人の知らないところで金融機関に借金をしたり、他の犯罪をたくらむ者に売り渡す目的で銀行口座が開設されたり、携帯電話が契約されるなどの事例が報告されている。こうした2次・3次の犯罪を助長するおそれのある旅券の不正取得を未然に防止するため、各都道府県にある旅券窓口において、なりすましによる不正取得防止のための審査強化期間を設けるなど、旅券の発給時における本人確認審査の強化に一層の力を入れている。

一方、諸外国では、国際民間航空機関（ICAO）の勧告に従い、世界中のほとんどの国で機械読取式旅券（MRP）が発給され、ICAOは、非MRPの流通期限を2015年11月24日までと定めた。また、旅券にICを搭載し、顔画像以外に指紋などの生体情報を追加するなど、セキュリティを向上させたIC旅券の普及が進む中、ICAO及び国際標準化機構（ISO）において、ICチップ機能のより効果的な利用が検討されている。

2006年以降、都道府県から市町村への申請の受理や交付などの旅券事務の再委託が可能となり、2015年12月末現在、その数は、798市町村に達している。これにより、全国の約4割の市町村で旅券事務を行っている状況である。

日本国内における旅券発行数の推移



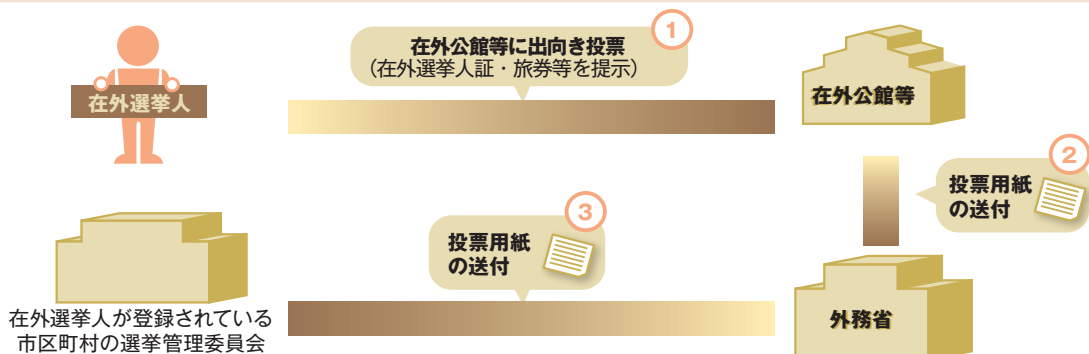
出典：2016年2月版旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

³ IC旅券は、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券。2006年から発行

⁴ 2011年43冊、2012年26冊、2013年13冊、2014年12冊、2015年10冊のなりすましによる不正取得事案を把握

ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。2007年6月以降の選挙では、衆議院と参議院それぞれの比例代表選挙に加え、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（これらの補欠選挙及び再選挙を含む。）も対象となっている。2014年12月には、第47回衆議院議員総選挙が実施され、2016年夏には、第24回参議院議員通常選挙が実施される予定である。なお、憲法改正に関する国民投票についても在外選挙同様に投票できるようになって

いる。

在外選挙制度により投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請し、在外選挙人証を入手する必要がある。有効な在外選挙人証を持っていれば、在外公館投票、郵便投票又は日本国内における投票のいずれかを選択して投票することができる。在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めている。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子女教育は大きな関心事項の1つである。外務省では、海外でも義務教育相当年齢の子女が日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教員謝金、安全対策費などへの一部援助）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、支援（校舎借料や現地採用講師謝金などへの一部援助）を行っている。近年、海外在住の日本人の子女の数は増加傾向にあり、今後もこうした支援を継続・強化していく考えである。

イ 医療・保健対策

外務省は、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣（2015年度は1か国7都市）している。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域に専門医を派遣し、健康安全講話を実施（2015年度には11か国18都市）している。

さらに、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページなどを通じ、広く提供している。

ウ その他のニーズ

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国の当局に対する働き掛けを継続している。

外国の運転免許証から日本の運転免許証の切替えについては、日本は外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。

一方、例えば北米・南米諸国では運転免許証切替えの際に取得試験を課している国・州もある。

そのような国・州に対しては、運転免許切替えに関して日本と同様に手続が簡素化されるよう働き掛けている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を經由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2015年で147年となった。北米・中南米を中心として、全世界に約360万人（推定）以上ともいわれる海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治・経済・教育・文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構（JICA）と共に、約213万人（推定）の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系人社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。

また、北米や中南米においては、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、例えば日系人指導者と在外公館長との間で二国間関係強化の方法を話し合う会合を開催したり、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなどの取組を通じて、日系人との関係強化を図っている。

10月、東京において、17の国・地域から約180人の移住者や日系人の代表者を迎え、公益財団法人海外日系人協会の主催による第56回海外日系人大会が盛大に開催された。歓迎交流会には高円宮妃殿下が御臨席になったほか、外務省も岸田外務大臣が歓迎レセプションを開催するなど交流の深化に貢献した。

今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本との絆を強めていく考えである。

コラム

移住80周年を迎える「地球の裏側の日本」：南米パラグアイ～現地新聞特集号が報じる日本の文化～
駐パラグアイ特命全権大使 ● 上田 善久

南米のパラグアイ共和国は、天然資源・観光資源・消費市場のいずれにも恵まれず、また日本から空路30時間以上もかかるためなじみの薄い南米内陸国ですが、全土が広大な平原と丘陵で、豊富な河川や緑に恵まれ、明るく開けた穏やかな雰囲気が漂っています。この国への来訪者が感じることは、地球の裏側という最も遠くに位置するにもかかわらず、日本の存在感が想像がつかないほど大きなことでしょう。これは、日本人移住者が、農業を始め各分野で経済発展に大きく寄与し、また日本からの各種の有形無形の支援資産が現在までパラグアイ随所に蓄積されてきたことによります。1936年に始まったパラグアイへの日本人移住は2016年に80周年を迎えます。



写真1：UH紙5月号【帝国からの贈り物】

政府による移住事業とはいえ、当初は森林で覆われていた入植予定地をゼロから開拓し、牧畜しかなかった国に大豆・野菜・果物栽培など、現在のこの国の主要産業である農業を築き上げるのは並大抵の苦労ではなかったはずで、この短い歴史の中で、無人の森林を立派な農場と街に変貌させた日本人移住者の誠実さ、勤勉さ、忍耐力は現地社会の信頼と敬意を集めています。また、日本人移住者・日系人は今やパラグアイ社会の重要な構成員として都市部各界でも活躍しながら、その一方でなら矛盾なく日本人としての共同体・言語・文化を維持しています。このような現地社会における信頼と敬意、そしてそのバイカルチャー性が、日系社会の独特の存在感を醸し出しています。

2015年、当国の2大主要新聞の別冊付録で日系人の活躍ぶりについて相次いで特集が組まれました。ヒト《移住者80年間の開拓史》(写真1)、文化《公邸の茶室や和食》(写真2：表紙写真は公邸の日本庭園と茶室での本使夫妻)、《会席料理の魅力》(写真3)、スポーツ《ピラポ移住55周年記念南米相撲選手権大会》(写真4)を主題としたそれぞれ数ページにわたる記事で、改めて日本人移住者の軌跡とこの国にもたらした価値観や文化を再認識しようとしたものです。

これらの記事から読み取れるのは、パラグアイ社会における日本人移住者への敬意や、茶道といった伝統文化からマンガ・アニメなどの若者文化に至る日本文化への高い関心であり、この国が、親日国という表現を超えた独特の親近感を抱く「地球の裏側の日本」ともいえることが感じられます。



写真2：ABC紙7月号【日本の料理】



写真3：UH紙7月号【味覚の外交】



写真4：UH紙8月号【東洋の力】

記事の詳細は、在パラグアイ日本国大使館ホームページ《パラグアイ便り》で紹介しています。僅か1万人弱と、絶対数でも、人口比でも数少ない日本人移住者及びその子孫である日系人が、この国でどう位置付けられ、どう存在感を發揮しているのかを知っていただけだと思います。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施状況

ハーグ条約は、国際結婚が破綻した場合等の子の監護権(親権)に関する手続は、子がそれまで居住していた国で行うことが望ましいとの考えの下、国境を越えて不法に連れ去られた子を、原則として元の居住国に返還することを定めた条約である。また、国境を越えた親子の面会交流の機会を確保するために、各国が援助を行う義務についても定めている。

この条約は、2014年4月1日に、日本について発効し、同日、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行された。現在、日本を含め93か国がこの条約に加盟している。

この条約は、各国において「中央当局」として指定された機関が協力して運用されている。日本においては外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、条約の実施のため外国中央当局との連絡・協力や、子の所在の特定、問題の友好的な解決に向けた協議のあっせんなどの当事者に対する支援を行っている。条約発効後2015年12月末までの21か月間に、外務省は、子の返還を実現するための援助を求める申請を76件、子との面会交流を実現するための援助を求める申請を92件、計168件の申請を受け付けた。

同じ期間に、外国から日本への子の返還が7件、日本から外国への子の返還が13件実現した。これらの中には、面会交流についての援助を契機に、中央当局による支援等の結果、当事者間の合意が成立するなどして、子の元の居住国への返還が実現した例も3件含まれている。

また、離れて暮らす親子がオンラインで面会交流する際に、面会交流支援機関の専門家がオンラインで立ち会い、必要な支援を行う「ウェブ見ま

り面会交流システム」の導入や、裁判外紛争解決(ADR)機関等におけるあっせん人に対する日豪合同研修の実施(P239コラム参照)など、問題の友好的な解決及び円滑な面会交流の実施を促進するための措置を講じた。加えて、在外公館において、海外に在住する日本人に対し、ドメスティックバイオレンス(DV)被害者支援団体、弁護士、通訳・翻訳者、調停機関、面会交流支援機関の紹介が行えるよう情報の整理・収集を行うなど、提供できる支援の内容の充実に努めた。

このほかにも、この条約が広く周知されることで、国境を越えた子の不法な連れ去りが未然に防止されることが期待されていることから、セミナーや講演会を通じた広報活動にも力を入れている。

(参考) ハーグ条約の国内実施法に基づく外務大臣に対する援助申請の受付件数(2015年12月末現在)

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する子に関する申請	40	69
外国に所在する子に関する申請	36	23

コラム 「ハーグ条約に関する日豪合同あっせん人研修」に参加して 弁護士 ● 高瀬 朋子

2015年9月7日から11日までの5日間にわたり、横浜で行われた外務省主催の「ハーグ条約に関する日豪合同あっせん人研修」に参加させて頂きました。

あっせんとは、当事者の間に入って両者間の話し合いを進めて解決を図ることをいいます。ハーグ条約に関する事案では、異なる国籍の両親が当事者となることが多く、そのような当事者間の話し合いを促進し解決を目指すためには、その間に入って話し合いを進めるあっせん人が、各当事者の国の文化、法律、社会を理解することが大切であるとして、この研修が実現しました。この研修には、日本から弁護士や家庭裁判所の調停委員等10名、オーストラリアから弁護士、裁判官、家庭裁判所職員等14名が参加し、互いの法律だけでなく文化や慣習などに直接触れながら理解していくことを目指し、5日間、朝から長い時には夜の9時まで一緒に過ごしながら切磋琢磨いたしました。

今回の研修は、ハーグ条約に関する調停の経験豊富なドイツ人の2人の調停人が講師となり、日本とオーストラリアの参加者らに互いに理解を深めさせるというユニークな取り組みでした。日本またはオーストラリアの一方が他方を指導するという形ではなく、第三者の主導で研修が行われたことで、参加者全体に連体感が生まれたと思います。

研修の内容は、双方の家族観・離婚した家族を取り巻く社会環境等の紹介から、あっせん時に使用する合意書や合意内容を実現させるための方法、言語の問題など実践的なものに関することまで、二国間にまたがる事案の解決に必要な要素に一通り触れるものでした。加えて、日本側参加者とオーストラリア側参加者が一人ずつ共同あっせん人となり、モデル事案の解決に向けてロールプレイにも取り組みました。ハーグ条約締結後間もない日本にとって必要なノウハウが詰まっており、非常に有意義な研修であったと思います。

この研修を基盤として、今後日本人とオーストラリア人の夫婦の間でハーグ条約に関する紛争があった時は、可能であれば双方の国のあっせん人が共同で話し合いを進めていく実践を積み上げ、将来的にはより多くの日本人のあっせん人が他国のあっせん人と共同して当事者間の解決を図る一助となることができると次につなげていきたいと思っています。

